



2030年に向けた繊維産業の展望

産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会 2022

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/pdf/20220518_2.pdf

日本カーテン協会は2025年で20周年を迎え、次への第一歩を踏み出しました。2030年には25周年を迎えることとなります。新しい目標と施策をもって進みましょう。

1. 繊維産業の現状

繊維産業の概況①

- 衣料品等の国内市場は、1990年代は縮小傾向である一方、2000年代以降は基本的に横ばい。2020年以降は、新型コロナウイルスの感染拡大により落ち込んでいる。
- 国内繊維工業の事業所数は、減少傾向にある。

繊維産業の概況②

- 輸出においては、2008年以降、生地は輸出額が減少傾向。衣料品は微増している。
- 今後、海外市場は拡大することが見込まれている。

繊維産業の特徴

- 繊維産業では、特定の地域に生産が集中し、産地を形成している。
- 高品質・高感性の素材や、高機能・高性能繊維を生産している。

①高品質・高感性の素材

- ・綿・麻・毛・絹といった天然繊維から化学繊維まで幅広く扱い、特殊な細い糸等を開発。
- ・デニムやレースなどの様々な製織能力やニットの生産能力、染色整理における繊細さや表現力を有する。
- ・世界のラグジュアリーブランドや民族衣装の素材として、高く評価・採用される生地も多い。

②高機能・高性能繊維

- ・吸汗速乾、吸湿発熱、抗菌防臭、ストレッチ等の機能を付与した高機能繊維や、高強度、高弾性率、耐衝撃性、耐熱性などの繊維特性を強化した高性能繊維などの高い技術を有している。
- ・衣料品のみならず、おむつやカーペットなどの衛生・生活資材や、自動車などの産業資材の分野でも活用。

2. 2030年に向けた繊維産業の

進むべき方向性

繊維産業を巡る主な環境変化（図1）

- 人口構成や市場規模等、繊維産業を巡る状況は大きく変化している。

2030年に向けた繊維産業の進むべき方向性（図2）

- 国内外における環境変化を踏まえ、2030年のあるべき姿等を提示。
- 産地における好循環を創出していくこと等が重要となる。

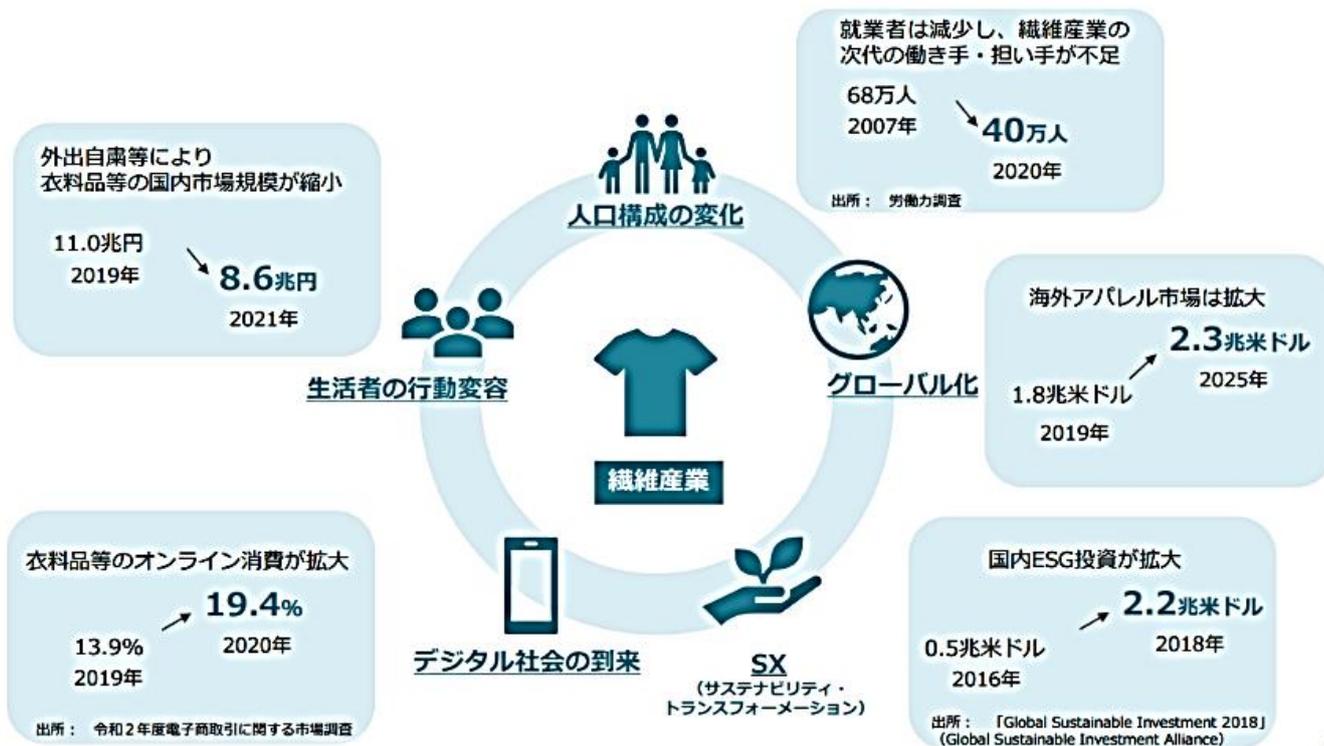
3. 今後の繊維産業政策

今後の繊維産業政策（図3）

- 新市場開拓のための分野を戦略分野、サステナビリティやデジタル化などのビジネスの前提となる分野を横断分野と位置付け、政策を進めていく。

(図 1)

● 人口構成や市場規模等、繊維産業を巡る状況は大きく変化している。



(図 2)

2030年に向けた繊維産業の進むべき方向性

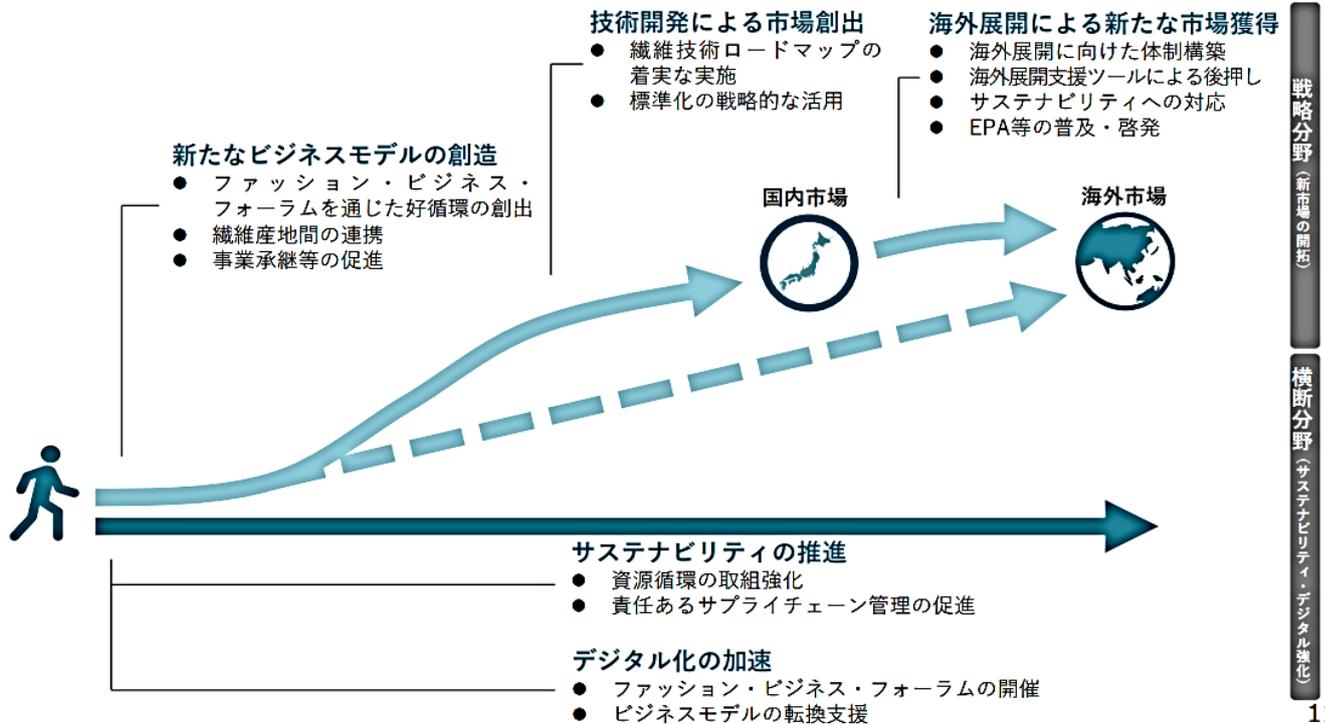
- 国内外における環境変化を踏まえ、2030年のあるべき姿等を提示。
- 産地における好循環を創出していくこと等が重要となる。



(図 3)

今後の繊維産業政策

- 新市場開拓のための分野を戦略分野、サステナビリティやデジタル化などのビジネスの前提となる分野を横断分野と位置付け、政策を進めていく。



戦略分野 I 新たなビジネスモデルの創造

- ファクトリーブランドや DtoC 企業を多く創出する支援を進めるとともに、デジタル分野をはじめとする他分野との連携を促進。
- 事業承継等を支援することで、高い技術を次代に受け継ぐための取組を進める。

戦略分野 II 海外展開による新たな市場獲得

- 国内の人口減少が進むと想定される中で、拡大する海外需要を取り込むことは重要。
- 海外から評価される日本の技術力を背景に、日本企業は海外展開のポテンシャルを有している。

戦略分野 III 技術開発による市場創出

- 繊維技術を通じた人生 100 年時代への貢献など、繊維産業が発展していくためには、技術力において、他国に引けを取らないことが重要。
- 産学官が連携して、技術開発を進めてい

横断分野 I サステナビリティの推進

- 企業の稼ぐ力と ESG (環境・社会・ガバナンス) の両立を図る SX (サステナビリティ・トランスフォーメーション) を進める。
- 繊維産業は複雑な多段階構造のサプライチェーンを有しており、サステナビリティの取組は個社のみならず産業全体として進めていく必要がある。

横断分野 II デジタル化の加速

- 今後のスピーディーなビジネス環境変化に対応していくためには、デジタル技術の活用が重要であり、産業全体としてのデジタル化が目指される。

2025年4月からすべての新築住宅・非住宅に 省エネ基準適合が義務付けられます。

住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布されました。

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%排出削減（2013年度比）の実現に向け、我が国のエネルギー消費量の約3割を占める建築物分野における取組が急務となっています。

また、温室効果ガスの吸収源対策の強化を図る上でも、我が国の木材需要の約4割を占める建築物分野における取組が求められているところです。

このため、今後、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じるものです。

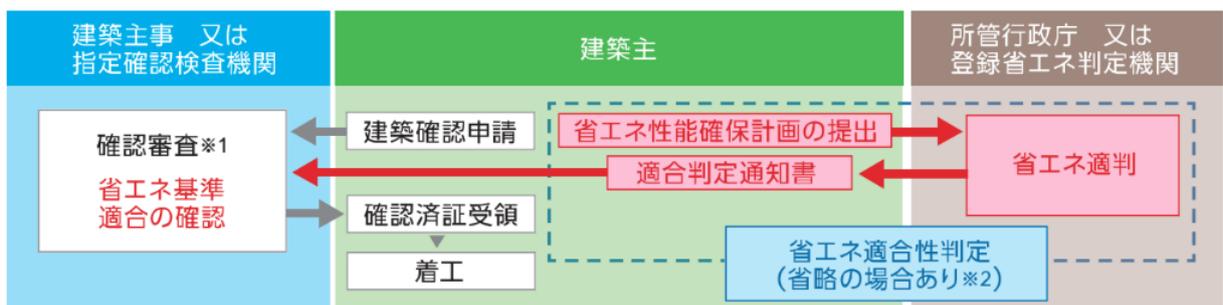
省エネ基準適合見直しの3つのポイント

①原則すべての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます。

	〈現行〉			〈改正〉	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 (2000㎡以上)	適合義務 (2017.4~)	届出義務	➔	適合義務 (2017.4~)	適合義務
中規模	適合義務 (2021.4~)	届出義務		適合義務 (2021.4~)	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模(10㎡を想定)以下のもの及び、現行制度で適用除外とされている建築物は、適合義務の対象から除く

②建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査を行います。



※1 完了検査時においても省エネ基準適合の検査が行われます。

※2 仕様基準を用いるなど審査が比較的容易な場合は、適合性判定は省略されます。

③2025年4月に施行です。